

## 第1章 計画の基本的事項

### 計画策定の背景

本市では、2016（平成28）年8月に「第2次守谷市環境基本計画」を策定して以降、「第三次守谷市総合計画（第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」や「第二次守谷市緑の基本計画」により、環境施策の基本的枠組みを定めるとともに、市民・事業者・行政が一体となって、豊かな自然環境の保全や、快適な生活環境の実現、環境保全に向けた活動の各分野の施策事業に取り組んできました。

その結果、ごみの減量化や再資源化への取組、市内における二酸化炭素排出量の削減、環境教育の推進など、各分野において一定の成果が上がっています。しかしながらその一方で、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減が十分でないことや、市の環境保全に取り組む市民活動団体において高齢化や担い手不足により構成人数が減少していることなど、引き続き対応を進めるべき課題も残されています。

さらに、東京ヤクルトスワローズ二軍球場、（仮称）守谷S Aスマートインターチェンジ、都市軸道路利根川橋梁の建設等、大規模な土地利用が近年予定されており、新たな環境課題の発生が予測されます。

国内の状況に目を向けると、地球温暖化が原因とされる気候変動に伴う豪雨災害や猛暑日の増加、環境破壊などによる生物多様性の損失、食品ロス問題など、私たちの生活に影響を与える様々な環境問題が発生しています。また、デジタル技術の活用により社会変革を目指すDX\*（デジタルトランスフォーメーション）や、化石燃料社会からの脱却を目指すGX\*（グリーントランスフォーメーション）を推進する動きも活発化してきています。

世界においては、2015（平成27）年に合意されたパリ協定に基づき、気候変動の緩和に向けた温室効果ガスの削減が求められています。わが国においても2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル\*」が宣言されましたが、これに先んじて守谷市は「ゼロカーボンシティ\*」を表明し、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しています。

また、国際社会共通の目標として、同年の国連持続可能な開発サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（以下、「SDGs\*」という。）」の達成に向けた取組も進める必要があるなど、多様化、複雑化する環境問題の解決に向けた機運が高まっています。

このような国内外の動向や社会情勢の変化を踏まえ、広範な環境課題に的確に対応し、市民・事業者・行政が連携して持続可能な都市の実現やSDGsの達成に向けて取り組むため、「第2次守谷市環境基本計画」の計画期間の終了に合わせ、「第3次守谷市環境基本計画」を策定します。

## 計画策定の目的

守谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、

- ・守谷市に関係するすべての人たちと協力し、先人から受け継いだ清流と豊かな緑に  
つまれた自然環境並びに歴史と伝統を守っていく責務を果たす。
- ・現在及び将来の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受できる環境に発展させ、次の世代に継承する。

ことを趣旨として定められた「守谷市環境基本条例（以下「基本条例」という。）」第3条に示される4つの基本理念に沿って、基本条例第11条に基づいて策定するものです。

また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民、事業者、市それぞれの環境に対する共通認識を形成し、各主体が、より望ましい環境づくりに取り組むための指針となるものです。そして、環境分野の個別計画を総括するとともに、幅広い分野において展開される各種事業・施策を、環境の面から望ましい方向へ誘導する役割を有するものでもあります。

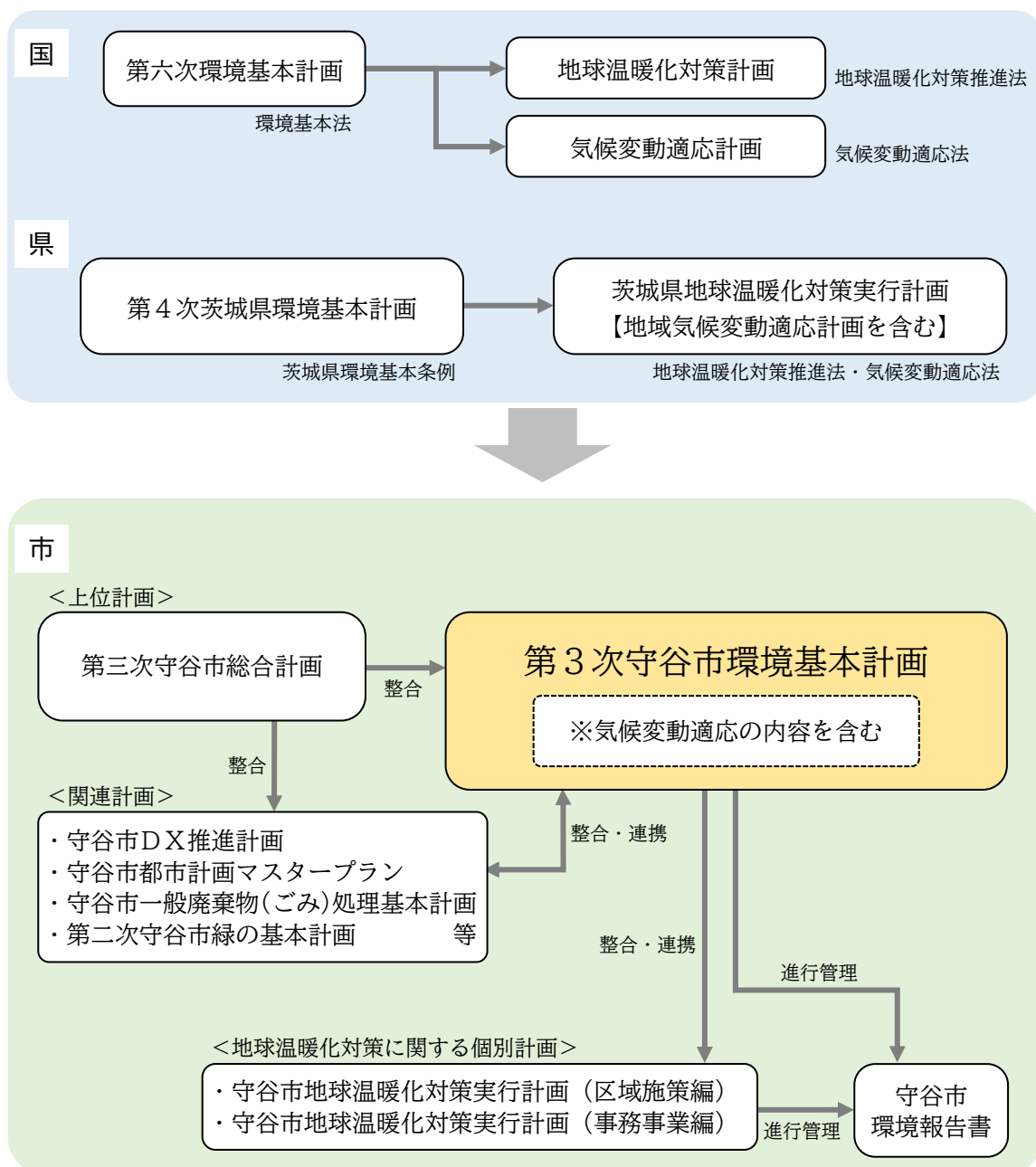
今回策定した第3次守谷市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、先の第2次守谷市環境基本計画（計画期間：平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）まで。以下「前計画」という。）に引き続き、守谷市の環境保全を市民（通勤・通学・滞在者、市民団体を含む。以下同じ。）、事業者、市が一体となって、総合的、計画的に推進していくことを目的としています。

### ～基本条例 4つの基本理念（第3条）～

- ① 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受するとともに、人類の存続基盤である地球環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。
- ② 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下で、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が実現されるよう推進されなければならない。
- ③ 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ④ 環境の保全は、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等との調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。

計画の位置づけ

環境基本計画は、守谷市における全ての計画の上位計画として位置付けられる「第三次守谷市総合計画」（以下「総合計画」という。）に即する、環境面の総合的な基本計画です。また、守谷市のまちづくりの基本方針である「守谷市DX推進計画」や「守谷市都市計画マスタープラン」、「守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、「守谷市緑の基本計画」等の関連計画と整合・連携を図ります。



### 計画の期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）の10年間とします。なお、社会環境や行政課題などの変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

### 計画の対象

対象地域は、守谷市全域です。

また、対象とする分野は、「自然環境・生物多様性」、「生活環境」、「資源循環・廃棄物」、「脱炭素社会・地球環境」、「環境活動・市民行動」の5分野とします。

環境分野	対象範囲
自然環境・生物多様性	森林、里山、農地、緑地、斜面林、公園、街路樹、動植物 等
生活環境	騒音・振動、悪臭、水質、有害化学物質、環境美化、空家、犬・猫の飼育 等
資源循環・廃棄物	ごみの減量・分別・資源化、食品ロス、5 R 等
脱炭素社会・地球環境	地球温暖化、エネルギー、気候変動 等
環境活動・市民行動	環境教育・環境学習、環境情報、各行動主体の協働 等

### 計画の推進主体

本計画では、市民や事業者など市に関わる全ての方々を推進主体とします。さらに、市域を超えて広域的な取組が必要となる場合には、国、県、近隣の地方公共団体などとも連携を深めることにより本計画を推進していきます。